
令和6年 第10回 球磨村議会定例会会議録(第4日)

令和6年12月12日(木曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第4号)

令和6年12月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第51号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第2 議案第52号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第3 議案第53号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第4 議案第54号 財産の取得について(追認)
- 日程第5 議案第55号 財産の取得について(追認)
- 日程第6 議案第56号 財産の取得について(追認)
- 日程第7 議案第57号 財産の取得について(追認)
- 日程第8 議案第58号 財産の取得について(追認)
- 日程第9 議案第59号 財産の取得について(追認)
- 日程第10 議案第60号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第61号 球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第62号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第63号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第14 議案第64号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 発議第1号 球磨村議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第51号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

- 日程第2 議案第52号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第3 議案第53号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第4 議案第54号 財産の取得について（追認）
- 日程第5 議案第55号 財産の取得について（追認）
- 日程第6 議案第56号 財産の取得について（追認）
- 日程第7 議案第57号 財産の取得について（追認）
- 日程第8 議案第58号 財産の取得について（追認）
- 日程第9 議案第59号 財産の取得について（追認）
- 日程第10 議案第60号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第61号 球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第62号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（9名）

| | |
|------------|-----------|
| 1番 永椎樹一郎君 | 2番 西林 尚賜君 |
| 3番 宮本 宣彦君 | 4番 板崎 壽一君 |
| 5番 東 純一君 | 7番 嶽本 孝司君 |
| 8番 舟戸 治生君 | 9番 高澤 康成君 |
| 10番 田代 利一君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子 書記 犬童 和成

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|-----------|--------|
| 村長 | 松谷 浩一君 | 副村長 | 上 蔭 宏君 |
| 教育長 | 森 佳寛君 | 政策審議監 | 田中真一郎君 |
| 総務課長 | 境目 昭博君 | 復興推進課長 | 大岩 正明君 |
| 税務住民課長 | 蔵谷 健君 | 保健福祉課長 | 友尻 陽介君 |
| 産業振興課長 | 高永 幸夫君 | 農業委員会事務局長 | 木屋 正行君 |
| 建設課長 | 毎床 公司君 | 会計管理者 | 松舟 祐二君 |
| 教育課長 | 毎床 貴哉君 | | |

午前10時00分開議

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあるとおりです。

東議員より、12月9日の人吉下球磨消防組合議会報告の発言の一部を訂正したい旨の申出がありました。訂正箇所については、お手元に文書を配付しております。この訂正については、議長のほうで許可しましたので報告します。

日程第1. 議案第51号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（舟戸 治生君） それでは、日程第1、議案第51号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

ご審議を願います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第52号 工事請負変更契約の締結について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、議案第52号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

ご審議を願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。全協のときに、総務課長から工事請負変更契約の締結ということでご説明をいただきました。今回、大きな変更点とすれば、建具の改修工事と附帯工事として浄化槽を当初していたが、今後するからその受水槽のということで、それが増額ということになったような気がします。

お聞きをいたします。今回、改修工事で4号棟が97万円増額になっております。その理由に、芝生側改修工事において減らした工事の実施に伴う増と、何か訳の、減らした工事の実施に伴う増ということで、ちょっとここは理解できませんでしたので、工事の内容を教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） お答えします。

芝生広場側におきまして、1世帯、まだ再建等が整わずに、そこに芝生広場の1戸のほうにお住まいでございました。その間、その工事ができませんでしたので、芝生広場側の工事の減額をいたしております。その後、グラウンド側の工事が今回完成しました。そこに、今度移っていただくと、再建されるということになりまして、芝生広場側のその1戸分について工事ができていなかった、一旦減額した契約を今回のグラウンド側の工事に合わせて、同じ額ですけれども増額して、改修工事をさせていただいたところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） はい、総務課長、もともとありました1戸ができなかった、工事ができなかったのもので、一回それは今度しませんよと。ただ、グラウンド側に移っていただきましたので、グラウンド側をその改修工事をしたということでございますかね。で、元のほうをしたということですね。じゃあ、今度グラウンド側のほうの新たに契約というか、それはもうできないということですよ。芝生側の工事についてはもうそのまましないということですか、じゃあ今後はお金的にはどうなるのか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 今までお住みであったところの工事も今回いたします。その分の増額というようなことになっています。一旦、減額しておいた分。はい。（発言する者あり）

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第52号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第53号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部
を変更する協定の締結について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、議案第53号球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

ご審議を願います。質疑ありませんか。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 本件の議案ですけれども、工事額の協定額の増額ということの提案になっております。たしか全協のときの説明で、ジャッキアップの予定であったけれども、工事内容の変更があったということで増額になっているという話だったと思っております。金額についてどうのこうのということではありませんけれども、今後、今、宅地かさ上げを進めていただいております。国対応でやっていたいでいる工事をして、また、県対応のかさ上げ工事も増えてくるんじゃないかなど思っているんですけれども、今後、このような協定額の変更という増額というか、ジャッキアップ業者が少なくてとか、その関係での増額に変更になるとか、そのような事案・案件というものは、今後出てくる可能性というのはどのように考えられますかね。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

県のかさ上げ工事、宮園ですが、宮園については、今後、県のほうでこれから交渉というか、そちらに入っていきますので、工法とか現場条件とかそういったものにより、そういう補償内容が変わったりとかっていうのはあり得る話だと認識しております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） この前説明はいただきました、工事の遅れということで。ですけれども、私はなぜ業者のせいにしてあるような気がします。ジャッキアップで締結をしていて、遅れるからということで、ちょっと意味が、意味といいますけれども、業者のせいにして変えてあるような気がしますけれど、村長いかがですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 私の考えを答えさせていただきますと、今回この事業に関しましては、国とか県の事業でございますので、私たちが知るところではないんですね。ただ、説明によると、今、建設課長も言いましたように、なかなか、その事業者がないというところで、こういうふうな工法の変更になったということは聞いているところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。村長、国・県の事業かもしれませんが、知る由ではなくて、やはり村費も、そのなったときには、増額になれば村費の部分も増えていきますですよ。今回も増額になりますので、2.5%が実際村のということになります。国・県が工事をするかもしれないけども、やはり住民の方にとって早めにとこのこういう施策でしょうか、村長として、そこは復興・復旧をするためには業者あたりにも、そこはしていいんじゃないかと思えます。村が知るべき由じゃないとかおっしゃいましたけども、そこはちょっと考えが違うのではないかと思いますけれど、村長。知る由はないと言われた。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 現実、私が先ほど述べたような状況でございますけども、国・県もそういう事業、事業といいますか、変更してでも早くしたいという思いがあつての今回こういう工法の変更であったんだろうと思えます。そして、これまで聞いている話では、先ほど申しましたように、できる業者がないというのが最大の原因でございますので、そこはちょっと私たちからそれでも住宅のかさ上げをしてくれとか、そういったことはなかなか言えないような状況だと私自身は判断をしております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。質疑はありますか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） そもそも国・県の考え方として、ジャッキアップの業者がなかなか見つからないと、工期が遅れてしまう、もちろん住民をいかに早く進めて元の状況にさせるという。提案理由の説明の中で、要は業者がない、やっぱり優先順位ですよ。いないからそれを避けるためにお金をいっぱい出してでも早く済ませようというのが、そもそも提案理由として成り立つのかなと思って。この提案理由の説明が、国からこういう理由でということのことなんです。非常にまだまだ説明の仕方があるんだろうなと思っているんですけど、実質今、永椎議員が言われたように、ほぼ国の補助の中で行うんですけども、最終的には全体事業費の2.5%は村が支出をしなければいけないわけですよ。

これをちょっと審議監にお尋ねをしますが、優先順位として業者が少ないから、それをいち早く優先順位を上位に上げるために、この予算をつけるということは、業者が手間とかという部分で、上がっているわけではないですよ。そういう解釈でいいのかな。優先順位を上げるためにの予算。会社はよいばかりですよ。業者はよいばかりですよ。優先順位、じゃあ、いいよって言って、何様も次はと言われても、どうしてもできないと言って、なら100万やっとか200万やっかって言って、お金を積めば優先順位が先になるんですかって話ですよ。

そこは分からないけど、どういうふうな解釈をすればいいのかなと。

○議長（舟戸 治生君） 政策審議監、田中真一郎君。

○政策審議監（田中真一郎君） お答えします。

今回の増額に対する補償内容ということですので、地権者の方、お住まいの方に対する補償費ですね。要するに、曳家工法での補償を考えていたところ、それが難しいということで移転工法ということになりますので、地元の地権者に支払う部分の補償費が上がったというふうに認識しております。今やっている施工業者のその懐に入るといいますか、そこに費用が入るといっても、そちらの補償費の部分でございますので、当然、このかさ上げ事業というのは、早急に進めないと皆さんの住まいの再建が進まないというところがありますので、今回、村としては、この内容で必要があるというふうに判断したところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 協定の変更の内容については、工法が変わると。それに対する補償の部分が大幅であって、業者不足等による工期の遅れを避けという部分は、あまり予算上は影響はしていないというところの解釈でいいですね、いいですかね。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、上薮宏君。

○副村長（上薮 宏君） 今、審議監が言いましたように、補償内容の変更ということですので、それはお分かりいただいたと思いますが、逆に先ほど高澤議員が言われました工事費で考えていきますと、逆に曳家工法でいくと、一件一件直さなければいけない。すると工期が延びる。工期が延びると、工事側の仮設費用というか、現場事務所の費用の経費が変わってきますので、逆にそっちのほうが工事の費用としては上がっていくんですね。そこら辺のことも勘案して、曳家工法じゃなくてももう建て替えという工法になったこととっております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。副村長が言われるのは分かりますが、では、建設課長、この1,471万7,925円が増額になっておりますね。地区は大坂間と鶴口ということで提案理由はされたと思いますけども、何件分ですか、その工法でされるのが。審議監もある程度補償費という部分で考えてくださいということであれば、何件分ですか、この1,400万の増額分の。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

この増額については、鶴口地区の1件になっております。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 1 件分で1,400万が補償費ということで考えているかということですか。先ほど副村長が言うのは、工事補償費だけじゃなくて、工事現場だったり、かさ上げは当然、恒久をするために打ち壊して、その分が早くして、それはもう違う契約に入っていたでしょうから、そのかさ上げ分のあれはですね、工事費の。1 件分で1,400万、これはジャッキアップよりも新築をしたほうがということで、1,400万の増ということで単純に考えていいということですね、補償費、1 件分の補償費として。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 詳細に言いますと、工事費、これは大坂間地区と鶴口地区のトータルにはなるんですけど、工事費のほうで若干の減があっておりまして、主に用地費と補償費のほうでの増額という形になっております。（発言する者あり）すみません、大坂間も含めまして2 件分ですね。（発言する者あり）

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 建設課長が言いなるのは分かるんですけど、じゃあ、1,400万のうち、もう概算でいいです。鶴口と大坂間と、今言われた2 件と言ったと、1 件と言いながら。1 件が補償費が1,400万のうち、補償費が大体概算で幾らです、あと附帯工事、いろいろあるでしょうから、その1 件分なのか2 件分なのか、はっきり、提案理由では大坂間と鶴口ということでありまして、そこを實際を。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） すみません、協定のほうは、地区としては大坂間地区と鶴口地区、両方合わせたところの2 件分の協定となっておりますが、今回の増額に関しましては、主に鶴口地区の補償費としての増額ということに（発言する者あり）

○議長（舟戸 治生君） 4 番、板崎壽一君。

○議員（4 番 板崎 壽一君） 今の件について、大坂間のほうがまた出てくるんですか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 宅地かさ上げ、これの協定自体が大坂間地区と鶴口地区を合わせたところの協定になっているんですが、今回の増額に関しては、鶴口地区の1 件の補償が主な原因になっております。（発言する者あり）大坂間のほうは変更のほうはないような状況でございます。（発言する者あり）協定は、（発言する者あり）はい、そうです。

○議長（舟戸 治生君） ほかに、4 番、板崎壽一君。

○議員（4 番 板崎 壽一君） その1,400万円というところちょっと高いです。詳しく説明していただけますか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。（発言する者あり）

本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時27分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） すみません。先ほどの補償の内容ということで、今、国から聞いているのは、もともとジャッキアップだったのが建て替えという形になりましたということで、報告のほうは聞いております。先ほど審議監のほうからも話がございました再建を優先するというところでの、一応そういった変更になったということでお伺いしているところです。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） よろしいですか。ジャッキアップの金額と新築になる建て替えの金額を分かりますか。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

ただいまの質問の中で、個別の案件でもございますので、うちのほう、個別案件ということで金額のほうとか内容とかは公表というか、それができませんので、確認して後日でもちょっとお伝えできればというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 建設課長が言われるのは重々分かります、個別の案件だから。じゃあ、ジャッキアップを50としたとき、新築をしたときには150になるんですか。分かるかな。その対比です、対比。幾ら幾らとなれば、個別案件で議会で言ったと言え、あなたが怒られるかもしれないので、ジャッキアップが100としたとき、新築をしたときにどれぐらい上がるのかというのは、それも分からない。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） その辺につきましては、建物の評価とかそういったもので金額あた

りが変わってくると思いますので、どれくらい変わるかというのは、今の段階では……。 (発言する者あり)

○議長 (舟戸 治生君) 9番、高澤康成君。

○議員 (9番 高澤 康成君) 昨日の私の一般質問で言ったもの、要は、そもそもジャッキアップでかさ上げをするという基本的な契約があったわけでしょう。しかしながら、いろんな変更せざるを得ない状況になって、建て替えになったわけですね。建て替えになって、それに対する補償費がある。これは国が定める基準額に応じて増額になったわけですね。だから、こういう形に提案してきた。

けれども、村長の答弁は、国・県が進めることなので。でも本来は、全体事業費の2.5%は村が負担するべきなので、国・県だけの問題ではなくて、じゃあ2.5%が幾らになるのか、これ把握されているのかどうかは別として、じゃあ提案理由の増額理由に対して、ジャッキアップに係る補償を行うこととなっていたが、過去形です。なっていたが、業者の不足等による工期の遅れを避け、早期の再建を図るように補償内容を変更したと。これで議会が分かると思いますか。聞いたら、小出しに、小出し小出して、点々と、それは我々が理解して結びつけた状況なんです。だから、一から十まで、俺ばかなので分からないんだよ。一から十まで説明してもらわないと。指示を出されているんですか。ここまでは言うけど、ここまでは言うてはいけないとか。そういうふうに逆に誤解するような、言え言えが、さっき行き過ぎた質問もあったかもしれないです。個別の案件だから言えないというのは確かに分かるけれども、提案の理由はこういうふうに、村長言いなさっているんですね、全協で。こういうふうに。

でも、実際これの解釈からすれば、さっき言った優先順位、全く違う解釈の下で私は質問しているんです。じゃあ優先順位を高めるためにこのお金を使うといいですかと審議監に聞いたけど、そういう解釈をしたからそういうふうに質問がしたわけなんです。でも、実際全く違うですよ、趣旨は。ですよ。なので、全然分からない、説明が。

もう少しオープンにとは言わないけど、もう俺ばかだから分からないんですよ。だけど今後ずっと一つ議案がずっとあるでしょうけど、もう少し掘り下げて説明をしてください。解釈はそれぞれ理解の仕方も違います。予算が絡んでいるので、もう少し丁寧には言わないけど、理解度もそれぞれなので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長 (舟戸 治生君) 村長、松谷浩一君。

○村長 (松谷 浩一君) 私の全協の説明は、本当にそこまで詳しい説明はしておりませんでした。ただ、全協といいますか、今度の議案の説明ですね。全協の中では、ある程度かさ上げとか、そして建て替えとかという説明は、簡単なものではありましたが、担当課から説明をさせてい

ただいたと思っております。

今回は、そういうふうなところで、ご理解をいただきたいということで、そこまで説明をさせていただきまされたけども、今回、私の説明の中で優先という言葉を使って説明があったと思いますけども、あれはやっぱり私たちとしては、対象者の皆さん方の生活再建が一番という考えの下で、このような判断をさせていただいた、国からそういう提案があって、国もしっかり地元対象者の方に説明をして、ご理解をいただいて、この事業を進めるわけでございますので、そういったことも理解をされた上で、これが進んでいるという中で、私たちも国からのそういう提案を受けさせていただいたという流れになっております。

ただ、今言われたように、議員の皆様方にご理解ができなかった部分というのは、しっかりこうやって質問をしていただいた上で、しっかりと答えていくというのが、私たちの役割だと思っておりますので、そこは、今回のようなのだらだと、なかなか理解がいただけないような状況であったというのは、おわびを申し上げたいと思います。今後はしっかりと説明ができるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 質問になるかどうか分かりませんが、実際、かさ上げで補償費を出すというふうになっていて、実際、工事を終わらせるために、所有者の方のご理解をいただいて、建て直しということになって、工事を終わらせるというようなことだと思いますので、まず、この増額理由がどこでつくられたか分かりませんが、曳家業者不足等による工期の遅れを避けるためというのではなくて、ではなくて、あくまでも工事を終わらせるためという前提もありますけども、工期内に事業を終わらせるために、所有者の方のご理解をいただいて、建て替えて工事を進めることになったというような文言を入れれば、十分分かることなんですよね。これは単純に業者の責任みたいな感じになっていますので、これはちょっと理由としておかしいんじゃないかと思えます。

一般論になるかどうか分かりませんが、かさ上げ工事の補償費の中には、引っ越し費用とか立木補償とかありますよね。ですから、建物だけの部分ではないということを前提として考えたとき、かさ上げ工事の補償費と実際にあるところの数字ということでご理解いただきたいんですけども、建て替え工事するには、やはり2倍、3倍になるような補償費になると私は聞いています。ですので、この1,400万円は建て替え工事プラス1,400万円、つまり50、50で100なのか、30、70で100なのかどうかは割合的に分かりませんが、そのようなところで、結局建て替え工事が増えたからこういうふうになるんだということで、金額は分からなくても、そういうようなところの内容は、十分把握してもらえれば十分分かるんじゃないかなと

思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 説明の仕方という部分だと思いますけども、今回の説明の仕方は、本当に今回この議場でいろんな質問をいただいたということは足らなかったんだろうと思います。今後は、そういったしっかりとした根拠に基づいて説明ができればということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第53号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがつて、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第54号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、議案第54号財産の取得についてを上程します。

ご審議を願ひます。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） これから、54号から59号まで一緒だと思いますけれども、この間説明をいただきました。もう調べて、調べてこれだけだったのか、もうほかに出るということはありませんか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 全員協議会の折に、各課調査を行った結果、今のデータ等で調査できる範囲においてこれだけだったということでご説明さしあげたところです。そのほか、文書等の保存年限等によりまして、今、確認はしておりますけれども、今のところ出てきておらない状況でございます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 追認ということで、確かに現体制以前の分も含まれているようです。現、松谷村政の中で、過去に工事請負、国か県かの、これで追認が一度あつたかと思ひます。そのときに、もちろんこういうことがないように、という答弁をされております。そのときに追認しなければならぬ事案が発生した経緯があつて、今回遑つて調査をしたのは、ほかの市町村

で追認というのが出てきたから、それに基づいて調査をしたわけですよ。もちろん大事なことではあると思います。

しかしながら、直近にも契約上の追認はあったわけで、その段階で、ないだろうかという調査もできていたはずですよ。なかなか、そこは一連の流れの中で攻めるということではないんですけども、タイミング的にどうだったのか。私はあのときに、村長として、こういうことがないように、今後しっかりとやっていきたいという答弁をされたと思います。

では、そのときに、これ松谷村長の後からの議案の中でも、令和3年の、議案は後ですけど、タブレットであったりスクールバスの2台であったりとか、令和3年にあっているわけですよ。考えると、工事請負契約の追認をしたあの時点で、この令和3年度の方というのは、調査をすることによって分かっただろうと思います。

そういうことが一連の事務の流れとして、非常に忙しい中で見落とすだろうとは思いますが、その説明理由が、ほかの市町村がそういう事案が発生して、それに基づいて過去の調査を行ったという話をされていたので、果たしてそうだったのかなど。それよりも先に、私はあの時点で、過去の1年間の分であったり、2年間の分の追認をしなければならない事案があるのではないかということが、本来はあってほしかったなと思うんですけど。そこら辺、村長はいかがですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） その点につきましては、本当に何を言っても言い訳にしかありませんので、これはそのときにまた振り返って、この財産の取得等についても、しっかり振り返って確認をするべきだったと思います。そこは本当におおびを申すと言うしかございません。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。この追認の次のとおり財産を取得するためにいろいろ書いてある地方自治法第96条第1項第8号を、まあ概算でいいですけど、教えてください。勉強不足ですので、すみませんが教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 議案に上げておりますこの地方自治法ですけども、つきましては第96条第1項第8号につきまして、その種類及び金額について、政令で定める基準に従い、条例で定める財産の取得又は処分をすることとなっております。その政令で定める基準ですけども、これは村の条例で定めておる額ですが、町村においては1件700万円以上の財産の取得及び処分となっております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第54号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第55号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第55号財産の取得についてを上程します。
ご審議を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第56号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第56号財産の取得についてを上程します。
ご審議を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第57号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第57号財産の取得についてを上程します。
ご審議を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第58号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第58号財産の取得についてを上程します。

ご審議を願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。この議場に來まして、2回目の自責の念に駆られております。私が教育課長のときにこのタブレットを導入いたしました。工事請負については、5,000万円。昔は3,000万円だったんですが、5,000万円になりまして、工事請負については、5,000万円以上は議会の議決に付すべき。それと、財産の取得で、不動産、土地とか山、土地については5,000平米だったですかね、1件につきということで、そういうことについては、職員の方もやはり認識はあるんだろうと思っています。動産についてが、特に備品購入についてが、なかなか浸透がなかったんだろうと思っております。私もその一人でございます。認識不足、本当に自責の念に駆られておるんですけども、ここで提案でございます。

総務課長は、今、起案書、こういうのを購入しますよということで、起案書をまず書きますよね。随契であれば、どことどこどこから見積りを取って、そして随契の理由として、この業者じゃなければ、こういうのを取り扱っていないので随契をしますという、まず起案書を作ります。その後、見積りが出てきて、どこどこに決定をしますということを起案書にします。昔は起案書という紙があったんですけど、今はパソコンの中でみんな起案書は作られると思います。パソコンの中に入っているのを、起案書を作って引き出して出すんだと思います。

そこに、起案の日付のところ、提案ですよ。起案する日付のところ、議案案件という項目を作ってです、あるのか、ないのかというのを丸をつけて、起案書を流すことになれば、皆さんが、これは議案案件なんだな、特に動産、こういう備品購入、議案案件だなというところが丸か、丸がないと、つけていけば一目瞭然で分かりますので、そうやって変えてもらうことができますか、提案でございます。

すみません、私に関わっておいて、次の総務課長のときに、マイクロバスも私が総務課長のときでしたので、2件について私は本当に自責の念に駆られておりますので、改善です。改善方法

をぜひお願いしたい。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 大変ありがたい提案をいただきました。本当に、そういったことで認識不足というのもありますので、これは実際、議案に上げるべきものかとか、そういったものを職員のほうでも確認する意味で、今のご意見を検討したいと思います。ありがとうございました。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第59号 財産の取得について（追認）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、議案第59号財産の取得についてを上程します。ご審議を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、ここで10分間の休憩を取ります。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第10. 議案第60号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条

例の全部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、議案第60号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを上程します。

ご審議を願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。お聞きをします。

今回の条例が全部改正ですね。今まで指定管理だけをしていたのが、1月から村直営になるからということでの条例改正、全部改正ですね。令和3年度ですか、に直営にするからということでの条例改正をされていると思います。歴史を見たんですが、前のやつがちよっと見えなかったもので、今現在の指定管理をするだけだけの条例がございませんでしたので、以前作られた条例と根本的には一緒なんだろうけども、今回、もし今回変わっている部分というのがあるのかないのが1点、それが1点です。

2点目が、今回の条例改正によって、一応、1月から当分の間、村長がこの前ご答弁いただいたときには、当分の間、村の直営でやりますというような条例と及び指定管理者制度も利用できるというような条文にも私が読み取れましたものですから、それなのか、2点ちょっと確認です。お願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） お答えします。

議員仰せのとおり、現在の条例は、指定管理によって指定管理者に管理運営を任せるというような条例になっております。今回の改正は、おっしゃったとおりに、令和3年4月1日から直営にしたときの直営をするために、条例を改正したというような、これは、令和2年7月豪雨災害で、球磨村ふるさと振興公社が令和2年度末で指定管理を終了するというような状況でしたので、それで直営を入れなければならないというような事態で、この令和3年4月1日からの条例をまねて今回改正しましたけれども、仰せのとおり、直営と並びに指定管理者の指定での管理運営もできるということにはなっております。そういったところでしているところです。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 今の説明に対して、第4条の「かわせみ」は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて、最も効率的に運営しなければならないという条文があります。この解釈はどのようにお考えですか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 「かわせみ」は、村民並びに村外、いろんな人が使う施設としまして、やはり常に良好な状態、清潔で、安全面に関しても整った施設管理運営が必要だという

ようなところでの管理の規定になっております。それと、効率的にといいますと、やはり経費面で、経費は常にかかるものがございますけれども、効率的に、効果的に管理運営がなされることを、これを第一として定めてあるものと理解しております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。お尋ねします。

第7条と8条の文ですが、「かわせみ」を使用するものと「かわせみ」を利用するもの、使用と利用の区別といいますか、大体分かるんですけども、損害とか何とかなの関係も書いてありますが、使用と利用のところの区別を教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 「かわせみ」の使用と利用というものです。 「かわせみ」については、温泉、それから宿泊、それと物産館等も兼ね備えて利用されているような、使用できるものもあるといったところがございます。温泉、宿泊でしたら利用。物産館は、物産展示、あそこにはお店の前に品物を並べて物産館を使用しての販売ができるようなスペースが設けてあったかと思えます。そういったところで、使用の言葉もあるというようなところで考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。第12条から17条までが、指定管理に関する条文がございます。その中で、指定管理者の管理だったり、あるいは業務あるいは期間、作成や報告、そして17条には指定の取消しということがございます。

村長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、あの報告とか聴取をされたときの指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由ということであらうございまして。具体的にどういうことをここで想定をされていますか、どういうことを言っておられるのか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

指示に従わないときというのはいろいろあると思っておりますけれども、例えば、利用の仕方が違うような、活用の範囲内でないようなことをしているとか、それとか協定に従わない経営の仕方をしているとか、そういったときには村からいろんな指示ができるのかなと思っております。そういうのに従わないとき、そういうときだろうと思っております。そして、責めに帰すべき事由というのは、もちろんやっぱり何か、何といいますか、いろんな「かわせみ」のそういう賠償とか、そういった関係のことが出るような、そういう事態が発生したときのようなことを想定しているんだろうと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 前条の規定というのは、業務の聴取だったり、あるいは報告をしないと言ってもらえなかったり、提出をしないと言ってもらえなかったりというのが、その指示に従わない、こちらから指示をしても従わないときということで、その他指定管理者の責めに帰すべきということは、こっちには非がないけども指定管理者のほうが、いろいろな、今、村長もおっしゃいました、そういう向こうの責任において何か事案が発生をしたときということで、そういうときには一部、指定の取消しができるということだろうと思うんですが、じゃあ、ここで聞きます。この条例の後に、施行規則だったり、協定を結ぶときに、結ぶときにですよ、協定書がございますね。やっぱり条例を基にそういうのも、施行規則は、多分、この使用料が幾らとか、エアコンっていうのが出てくる、使用料あたりが出てくるんだろと思うんですが、協定を結ぶときの協定書はこの条例に基づいた協定書を作られると思うんですが、そこのお考えは。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 管理運営に関する協定書、こちらのほう現在もトラックセッションと交わしておりますけれども、これ条例に基づいて、適正な運営管理が行われるようにお互いに注意すべき点を定めているようなものです。管理業務だったり、管理物件、それから指定管理者の責務、そういったところを規定して、適正な管理運営ができるように協定書を結んでおります。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） それでは、指定管理を取消しをしたときに、この条文にはございませんが、途中で指定管理を取り消されたときに、いろいろな実情がありますよ。実情を考慮し、指定管理料を減額することができるという条文を入れられるんですか。意味が分かりますかね。指定管理を取り消されたときに、その実情に応じて、指定管理料を減額あるいは停止といいますか、することができるというような条文は入れる考えというか、ここに書いていないので、入れていないんでしょうけれども、その文言を入れるか、もしくは、この条例でうたえないならば、協定書の中にちゃんと途中で、5か年間とちゃんと書いてございますでしょう、5か年間とする、指定管理の期間は。それを破ったわけですので、破ったというか5年間はしていなかったもので、途中でやめられたときには、指定管理料、当初は幾らで決められるでしょうけれども、そこでいろいろな実情があると思いますが、ちゃんと精査した上で、指定管理料を減額することもできるとか何か、条文を入れる考えはございませんか。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時20分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 失礼しました。条例上の中では、こういう賠償というか、そういった規定をなかなか設けにくいかと思えますけど、協定するときに協定書の中で、そういった損害的な協定が守られないという条件の中で、その分についての指定管理料を払わないというような条件については、村と相手方と双方で協定書に交わせれば、それは規定ができるというふうに思っております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） そういう報告をしなさいとか、こちらから指示をしなさいと従わなかったときにはということで、向こうが何日まで出しなさいよという期間も決めてあるんですよ、実績報告も60日以内だったですかね、何日までに出しなさいと決めて、それを破ったりとか、いろいろやっぱり本来しなきゃいけないのをしてなかった、特に法に触れるというか、給料の未払いだったり遅延だったりというようなことが耳に入ってきたときに、それを是正するように指導しますよね。指導したときに、やっぱりその指導に対してしなかったとか何とかありますので、そこで指定管理の取消しをすることができるということでございましたので、この条文に今、課長おっしゃること、この条文には入れてないけども、しっかりと協定を結ぶときに、やっぱり税金ですので、やっぱり。そこはしっかり、はっきり言えば、お金だけもらって、何もせずに何の営業努力もせずに管理もろくにせずに、お金だけもらってというような事案も発生するかもしれません。だから、そのときには指定管理料の減額あるいは返還とかを求めるとか何か強い立場でいかないと、今後やっぱりこういう世の中ですので、裁判沙汰等々になったときに、やっぱりそういうのはないじゃないかって言われれば、そこでおしまいでございますので、ぜひこの条文というか、今度の条例にはそこまでないかもしれませんが、ぜひ協定あたりにはそういうのも検討していただいて、来年度以降でしようから、しっかりとお願いをしたいと。

○議長（舟戸 治生君） ほかに、4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 今の永椎議員の関連といたしますか、第17条に指定管理者が前条の指示に従わない時、そういう一部の停止とか全部の停止をできるとありますけども、第2項の命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、村はその賠償の責めを負わないというふうに書いてありますけれども、これはあくまで指定管理者に対してのことであって、もし反対、村が損害を受けた場合のときのことはどんななるんですか。先ほども、昨日も言いましたけども、一応指定管理料を払ってそれがどういうふうに使われているか、どうかということ、今度の指定

管理者はそういうことはないかもしれませんが、そういうふうに一応村が出した金をどういうふうに使っているかどうかというところと分らない、それを違うところにも使っていたら、それを損害賠償として返還してもらおうというようなことは、これでは指定管理者だけが村は責務を問わないと書いてありますけども、村が損害を受けたときのことは何にも書いてないですね。指定管理者が賠償の件でも、19条の後の第20条損害賠償というのはこれはあくまで利用者のことを書いてあります。指定管理者じゃなくて、利用者のことを書いてあります。つまり、宴会で障子を破ったとかどうかとか、風呂で何かをしたとか何とかのための利用者に対する、指定管理者に対しての損害の賠償とかそういうのはないわけですか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 条例上にはうたってありません。先ほど、永椎議員の質問にもありましたとおり、協定の中でしっかりそこは定めて、お互い損害が出たときに、村の財産を使って指定管理料もお支払いしたけれども、それ相当の管理運営がなされていなかったということであれば、そのときにその分はもうお支払いしないとかいうような厳密な条件を協定書の中に指定して、しっかりと管理運営をしていただくということが一番大切だなというふうに思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） ここで大岩課長が言われる協定書にびしゃっとして、ここではそう言われるかもしれませんが、しかし、年がたって、前の協定書と一緒によかったというふうにならないように、この全部変えるんだったらそのところをうたってはどうですか。協定書だけを、協定書だけをとられるんじゃないじゃなくて、条例を全部変えるんだったらそこまでできないんですかね。それはできないんですか、できるかできないか、条例にそれを入れられるか、入れられないか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 今後、また指定管理のほうに準備が整って、指定管理をするというときには、また条例のほうをしっかりとその指定管理者との損害賠償の条文、そこをしっかりと入れ込んでいけるように、今回は一応、直営のほうで元の条例のほうに戻すというような、直営をしたときのときの条例に戻すというような対応でさせていただいておりますけれども、その指定管理者が村に被害を与えたということであれば、損害賠償が村から請求できるような条文を調べまして、条例にうたえ込めるのであれば、そこは記すようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 条例はなかなか、そこまで基本的な項目でございますもんですから、なかなか、個別個別の事案にして条例というのが本当に正しいのかどうかは分かりませんが、協定書ということであれば、まずプロポーザルされて、ここに4社のうち1社を決められた、そして議会に承認を得ます。指定管理者としてこうしますと言ったときに、資料として協定書も出してください、そのときに、決定をするときに。私たち議会が「かわせみ」の今度指定管理はどこどこに決まりましたというときの決定をするときに、協定書の案でもよいです、協定書の案を出してください。そこに先ほど私が言いました案件であるとか、今、板崎議員が言われた案件がちゃんとそこに、これでいいのか、載っているのか等々も含め確認ができますので、協定書の案といいますか、を出していただければ、条例に書いてなくても、条例に上げなくても、そこが解決できるんだらうと思いますので、いかがですかね。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 指定管理の指定に関しまして、そうした賠償の規定につきましては、これ、他にも指定管理をしている施設もございますので、それも併せて、総務課と協議しながら盛り込めるものは盛り込んで、しっかり指定管理の指定をする前の段階で、協定書も内容も示しまして、検討していただくようにするよういたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。ちょっと細かいところを確認をさせていただきたいと思います。

そもそも、第2条の設置の項目のところ、都市住民との交流を促進、村の活性化に寄与するとともに住民に安らぎの場を提供する、これもともと以前あったいわゆる福祉の向上、村民に対しての福祉の向上の項目としてうたわれておりましたし、前回の指定管理の中でも文言がちょっと違っていました、同じような内容で挙げられていたと思います。

おかげさまで私は、現在、水曜日がきちっと休みになっておりますが、それ以外のときには帰ったら夕方毎日行っておりまして、お客さんで来られる方、同じ時間帯に行きますと顔なじみになりまして、人吉の方とか芦北の方とかが「この温泉は本当にいいですね」というふうに言ってもらって、わざわざほかのところに行かずに「かわせみ」に来てもらっておられますので、今後、その原点というような温泉の質がいいというようなところをもとに、またいろいろ活動をやっていくということにスタート地点に立ったのかなと思いますので、この点について、やはりじっくりと対応というか、考えてもらえればなということなんですが、第6条を見ますと「かわせみ」の休館日は第4水曜日とするということで、以前あったように月1回の休みにしてもらっているようでございますが、そういう判断でいいんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 条例の上では第4水曜日が休館日となっております。ただ、今回、考えておりますスタッフ人員は5人というところでしておりまして、5人でその1日の休館日だけで回せるかどうかというのがちょっと今判明していない状況でございます。もしも、もう1日でも休館日が必要だということであれば、第2項の定めによりまして、村長が必要と認めた場合は休館日を設けさせていただくような取扱いも必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） といいますと、今度1月1日から、スタート地点では、第4水曜日だけ休みというようなことで、当分の間はいくということを受け止めていいんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 今回、上程してある条例改正と補正予算、こちらのほうを可決されましたら、すぐにでも、もう「かわせみ」の1月1日からの体制については、今ももうちょっと準備を始めている、いろいろ調査しながら調べていることもあるんですけども、体制づくりを図りまして、どうしても温泉のレジオネラ菌ですかね、そういった衛生面、安全面、そういったものの確保も必要ですので、どうしても清掃を行うために、休館日がもう1日でも必要だというような判断が出れば、そこはもう休館をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） もともと第4水曜日だったのが、第2水曜日が休みになって、毎週休みになったということでもころころと変わってきたんですけども、その休みを取らなくちゃいけない事情というのは十分分かっております。ただ、温泉に入りに来られる方が、村民だけじゃなくて村外からもたくさん来ておられると思われまますので、やはりその方々たちが本当にいい温泉だからということでも来てもらっているわけなんですよ。そういうことを考えたときに、その休みがころころと変わるのであれば物すごく評判に響くと思うんですよ。

話は遡りますけども、今回、この直営になる話がいろんなうわさが流れまして、「かわせみ」は閉めないといけないなというところからも始まって、潰れるという意味だと思んですけど、やめるんだというような話をされまして、それが広まっていた。いえいえ、また村が直営でやるんですよというのがつい最近ですね。そういう話になって、皆さんも安心しておられるところなんですけども、サービスを提供する側とすれば、やはり最大限開館をしてもらってということが希望ですので、ぜひその点も加味していただいて、早めにその休館日を設けるならば、お知らせを第何水曜日が休みとか、毎月水曜日は休みとか、いろいろありますでしょうけど、でき

ればもう12月中には、1月からこうなりますということで早めに出してもらえればと思います
が、いかがでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 議員仰せのとおり、できればこの条例のように、条例の定めが
ありますとおり、月1回の休みで運営ができれば一番最善かなというふうに思っておりますけれ
ども、どうしても休館日を設けなければならないような状況があれば、適正な日にちを第2、第
4とかいったような水曜日を休館にするとかいうようなものについては、早めに広報でもいろい
ろお知らせを出して、利用者や住民の方達ができるだけ利用いただくようにしていきたいと思っ
ております。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） どうぞよろしく願いいたします。

2点目ですけど、別表の1のところ、もともとグラウンドゴルフ場だったところをキャンプ
場に整備をして、内容的には子どもさん、家族連れとか若い人達が利用できるよということ
で、造成し直してあるわけなんですけども、これは希望です。といいますのが、やはり高齢者
の方が、グラウンドゴルフを毎日やっておられて楽しみにしておられたということ、それと近くに
そういう施設がなくなってしまったということで、不便だというようなご意見がっております
ので、キャンプ場をまたグラウンドゴルフ場にしろというわけではございませんけども、もし可
能であれば、そのような施設として使えるようなこともこの機会に考えてほしいんですけども、
いかがでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今回は、この条例上はキャンプ場ということになっておりますけども、これはいろいろ起債と
かそういった関係で、今すぐすぐにそのグラウンドゴルフ場ということには変更できないとい
うことがございましてこうなっておりますけども、そういう声があるということであれば、そこは
しっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 14条でお尋ねいたします。今、指定管理料といいますか、があ
りました。ここに5年間とするというふうに書いてございます。ただし、再指定を妨げないとい
うことの条例ですので、その後、ここに5年間とうたっておりますので、また途中解約、そう
いうものをしたときには指定管理料を払わないとかという、やはりもう協定じゃなくて私は文言
をここに入れていいと思うんですね。先ほど次の3か月次以降、4月からはもう一回この条例を

見直すというふうにおっしゃったんですけど、協定じゃなくて、もうちょっと今言った条文は、内容は足りない部分があると思うんですけど、条例にこのところに入れていただきたいということなんです。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 議員仰せの問題につきましては、やっぱり双方の見解の違いから意見が食い違ったりするケースが出てくると思います。そしたら、裁判というような問題になりますので、それと罰則規定関係につきましては、慎重に規定をする必要がございますので、そこは調べて、できるものとできないものとしっかり調べてからしか、ちょっと記載はできないというふうに思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） ここに5年間とするときにちゃんとした期間があって、その途中で辞退するとなれば、ということを入れていいと思うんですよ。今、課長おっしゃったように、いろんな問題があって、裁判とかそういうところになったら、そういうのはここには、条例の中にはそういうのがあるから入れられないというような考えなんでしょうけどね。それがあつた上で、その指定管理に手を挙げられる方が入ってこられるんですから、そこはきちっとされておいて、先ほどおっしゃったように、もう一回このところは、総務課長あるいは担当課長と話せつという話だったんですけど、私としての希望というか、それはここに5年間ってなければいいんですけど、5年間があつてというのがあつたのであれば、途中でというのも、必ず文言としてはつながっていくものと私は解釈しております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 指定管理期間については、5年間でなければならないという定めは、条例上は5年としているんですけども、自治法の中ではそういう5年間でなければならないというような限定はありません。ほかの自治体では3年だったりするケースもございますので、そこら辺は必要な年数、必要な対応をできるようにこちらも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 今おっしゃったように3年は3年でもいいですよ、5年は5年でも。だけど、ここには今回出てきているのは5年間というのがあるので、仮にこれが3年間なら3年間でもいいのですが、3年間の間でもそういう途中で解約があつたときにはというのを、再指定を妨げないとあるからね、そういう解釈をしているんですよ。これは条例ですので、重い

ものが出てくるかと思うので、そういうのは指定管理に手を挙げない業者がいっぱい出てきたらいけないので、協定でという寄り添う気持ちも分かるんですけど、ここには……17条ですね。だから支払いをストップするとかいうこともきちっとやっぱりうたっていいと思うんです。それは個人的な一議員の意見ですので、そちらのほうでよろしくお願いしておきます。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 指定管理、そもそも始まった当時からですけれども、指定管理制度は、村のそういう施設を民間業者、法人団体を指定して管理運営をできる、その中で指定管理料、これを払わなければならないという規定ありません。もともとの発端は、直営よりも民間活力をして、適正な管理運営、住民サービスができるようにというところでの始まったような経緯でございます。

ですので、球磨村ふるさと振興公社時代も、最初は指定管理料は全く払わずに黒字の運営でなされておりましたけれども、現在、どこの自治体においても、指定管理料を払わなければ管理運営は難しいというような状況がございますので、この指定管理料につきましては、条例上は定めるところの部門ではないと思っておりますので、そこについては、現在の年度協定書のほうで金額を協定で決めまして、お支払いするというような取扱いをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第61号 球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第61号球磨村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

ご審議を願います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第61号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第62号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、議案第62号球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

ご審議を願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。教えてください。

今回の条例、この改正をされますが、現在、渡保育園、こがね保育園、2つうちに保育園がございます、村内に。この基準で今現在やっておられるのか。今回は1人当たりきめ細やかに保育をなさいますよということで、人員を1人につき15人に1人になさいますとか、4歳児ならば30人を25人になさいますということで、より多く目が届くようにということの改正だろうと思うんですけど、今現状、うちの現状がそのこの基準になっているのかどうか、ちょっとすみません、勉強不足で申し訳ございませんけど、教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 実情といたしましては、こがね保育園が全体で12名、渡保育園で28名となっていて、それぞれの年齢児でいきますと、今回の基準よりも低い子どもしかおりませんので、全然そこはこの条例が改正したとしても現在のまま変わらないということになります。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 大体30人も40人もいないんですね。だから、そこでもやっぱりそういう少ない限りだけど、先生方は多分いらっしゃるんだろうと思うので、この基準よりもうちは本当もっと1人に1人ぐらいの感じで非常にやっておられるということで認識をしているので、それでよかったということでございますよね。ぜひ保育園、村長にお願いしたいのは、渡保育園もこがね保育園も永遠にとわに営業ができますように、ぜひ子どもさん達の、今後子ど

もが増えるように、ぜひお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 今、基準のことでクリアをしているということなんですが、この事業、国のこども未来戦略ということで進められているわけなんですけども、職員に対しましての処遇、財源といいますか、金銭的な面の優遇というのはあるんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 法律の改正に伴いまして、公定価格上の加算措置ということで、新たに4・5歳児配置改善加算を措置するという1点と、30対1の配置に要する経費と25対1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算するという2つの加算が設けられたところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） ということは、例えば、大都会に100人も200人もいるところ、当然その人数に合わせて職員の配置もなされるでしょうし、そういう措置がされると思うんですけども、今回、この渡とこがね保育園の場合は人数的にクリアしているということなんですけども、それでもそういう加算は割増しがあるというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 今の加算措置につきまして、ただし書がございまして、チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設ではという、これでこれまで手厚い配置が行われていたということみたいで、渡保育園についてはこの加算を受けられているということになっておりまして、あと、こがね保育園のほうは、まだこのチーム保育推進加算というところの認定はございまして、この新たに4・5歳児配置改善加算が認められれば、加算が措置されるということになります。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。次の本会議は、12月13日午前10時から開きます。お疲れさまでした。

午前11時52分延会
